

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二十一号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成二十六年三月奈良県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「地方公務員法」を「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第三条第一項又は地方公務員法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。